

関税評価関係通達の整備

関税局業務課

課長補佐 加藤 誠

1. 関税評価とは

外国から輸入される貨物に課される関税の税額は、その輸入貨物の課税標準となる価格（又は数量）に関税率を乗じて算出される。この輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）を法律の規定に従って決定することを関税評価といふ。

関税評価は関税額算出の基礎であり、各國が恣意的な関税評価を行うと国際貿易が阻害されることとなりかねないため、WTOでは国際的な規則として関税評価協定を定めている。また、WCO（世界税関機構）の関税評価技術委員会において関税評価協定の解釈及び適用の統一を確保するための検討が行われており、合意内容は採択文書として公表され、国際的な指針とされている。

2. 関税評価関係通達の整備

我が国の関税評価は、関税評価協定に基づき、関税定率法等において定められており¹、用語の意義や取扱い等については、関税評価協定及び採択文書を基に、関税定率法基本通達において規定しているが、関税評価上の取扱いをより分かりやすくするために、現在、関税評価関係通達の整備を行っているところである。

これまでに行った主な通達整備の概要は、以

下のとおりである²。

(1) 課税価格に含まれる特許権等の対価

輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価（以下「ロイヤルティ等」という。）で、その輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるものは、その輸入貨物を本邦において複製する権利の対価を除き、輸入貨物の現実支払価格に加算され、課税価格に含まれる。

したがって、課税価格の計算にあたっては、ロイヤルティ等が「輸入貨物に係る」もので、「輸入取引の条件」として支払われるものであるか否かを判断することが必要である。そこで、これらの要件の該否判断に関する具体的な取扱事例（12事例）を取りまとめ、個別通達として公表した。

また、「輸入貨物を本邦において複製する権利」に関し、関税定率法基本通達に具体例を9例追加した。

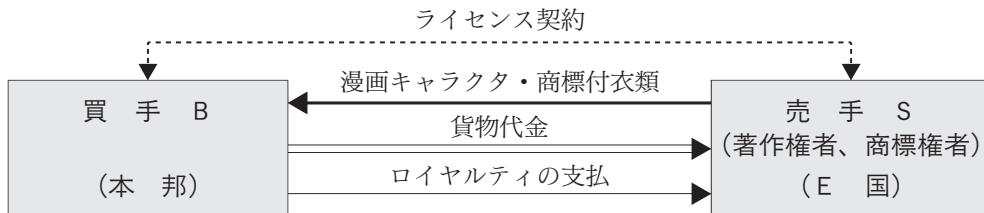
(2) 課税価格に含まれる仲介料その他の手数料

輸入貨物に係る輸入取引に際し買手により負担される仲介料その他の手数料は、買付手数料に該当するものを除き、輸入貨物の現実

¹ 輸入貨物の課税価格は、原則として、輸入貨物について買手から売手に対し支払われた又は支払われるべき価格（現実支払価格）に、運賃等の所定の費用（加算要素）を加えた価格とされている。

² 改正通達の原文については、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/kaisei/index.htm#tsutatsu>）参照。

(ロイヤルティの取扱事例)



買手は売手に対して、ライセンス契約に基づき、輸入貨物（売手が所有する著作権及び商標権の対象となっている漫画キャラクタ及び商標が付された衣類）の代金に加えて、当該衣類を本邦において販売する権利の対価としてロイヤルティを支払うこととなっている。この場合、当該ロイヤルティは、当該衣類を販売する権利の対価であることから「輸入貨物に係る」ものであり、また、当該衣類を売手から購入するために支払うことを要することから「輸入取引の条件」となっている。したがって、当該ロイヤルティは課税価格に含まれる。

支払価格に加算され、課税価格に含まれる。
したがって、課税価格の計算にあたっては、輸入取引に関し買手が支払う手数料が「買付手数料」に該当するか否かを判断することが必要であり、「買付手数料」の認定基準の明確化を図ることとした。具体的には、手数料の名称のみにより判断するのではなく、その手数料を受領する者の輸入取引における役割及び業務の内容等、実態を勘案して判断するという従来からの取扱いを明文化するとともに、手数料を受領する者が、「買付手数料」の要件である「買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により業務を行う者」であることについて疑義が生じる状況の例として、手数料を受領する者が売手と特殊関係にある場合、自己の資金により貨物代金の支払を行っている場合及び買手宛てに貨物代金と手数料を併記した仕入書を作成している場合を明示した。

(3) 課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用

輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された材料、金型等の物品及び本邦以外で開発された設計等の役務に要する費

用については、輸入貨物の現実支払価格に加算され、課税価格に含まれる。

したがって、課税価格の計算にあたっては、これらの物品及び役務に要する費用の額の決定を適正に行うことが必要であり、当該費用の額に関する規定を明確化することとした。具体的には、金型等の生産のために必要とされた本邦開発役務の費用の取扱い、買手が自ら開発した役務又は特殊関係にある開発者から取得した役務に要する費用の額の取扱い及び加算される物品及び役務の取得のために買手が自己の代理人に支払う手数料等の取扱いを明記した。

さらに、買手により無償等で提供された種々の物品及び役務に要する費用に関する具体的な取扱事例（4事例）を取りまとめ、個別通達として公表した。

3. おわりに

適正な輸入（納税）申告を一層推進するため、引き続き関税評価関係通達の整備を行い、関税評価上の取扱いを分かりやすくすることとしている。なお、具体的な輸入予定のある貨物に係る関税評価上の取扱いの照会については、文書による事前教示制度が利用できる。